

# 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

## 理事長候補者 募集案内

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
TEL 048-799-2187

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会（以下「協会」という。）では、理事長の候補者を募集します。

### 1 募集内容

募集区分	職務の概要	募集人数
理事長候補者	理事会の方針等に従い、協会の代表者、最高経営責任者として、協会組織の全体を指揮、監督し、適正かつ健全な協会運営・経営を行います。また、そのために必要な経営改革等を推進します。	1名

### 2 求める人材のイメージ

協会運営に必要な経営理念や経営能力を有し、公益と経営のバランス感覚と実行力、リーダーシップのある人材を募集します。

### 3 主な応募日程

（詳細について、次項以降を必ず参照してください。）

- 受付期間（メール受付）  
令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）【午後4時まで】
- 1次選考（書類選考） 令和8年1月下旬
- 2次選考（面接選考） 令和8年2月14日（土）【1次選考合格者を対象】

### 4 応募資格

- 次のいずれかの要件を満たす者とします。
  - 日本国籍を有する者
  - 出入国管理及び難民認定法による永住者
  - 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する者

る特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす者とします。

ア 令和8年6月に開催予定される評議員会の日から、協会において職務を遂行できる者

イ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者

ウ 協会の事業を理解し、適正かつ健全な協会運営・経営に貢献する意欲のある者

エ 協会が所有する情報を漏洩及び自己又は第三者の利害関係のために使用することなく（理事長退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性をもって業務を遂行できる者

オ 協会の理事長として在任中に、営利を目的とする法人若しくは団体の役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）となり、又は自ら営利事業に従事することがない者

(3) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 物品の製造若しくは販売若しくは協会の事業に関連する業務の請負を業とする者で、協会と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に該当する者

## 5 提出書類等

申込書等の様式は、協会のホームページからダウンロードしてください。

(<https://saitama-kukaku.jp/>)

申込書	・様式1を使用し、記載事項に従って記入し、PDF形式に変換し、メールにより申し込むこと。
小論文	・様式3を使用し、示されたテーマに沿って、応募者本人が自筆又はパソコン等により、1,000字以内で作成すること。
受験者本人の顔写真	・3ヶ月以内に撮影したもので、縦横比4：3のJPG形式か、JPEG形式、サイズは3MB以内とすること。 申込書と一緒にメールに添付すること。

※**6 申込方法**に示す受付期間外の場合は、理由の如何を問わず受理できません。

また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので、注意してください。

※提出された書類等は返却しません。

※提出された書類等に記載された個人情報は、採用に関する事務以外の目的には使用しません。

## 6 申込方法

申込方法	協会 総務課宛にメールで申し込みしてください 総務課アドレス : soumuka@saitama-kukaku.jp ※メール件名は「【理事長候補者選考申込】氏名」で、送信してください。
申込期間	令和7年12月1日(月)～令和8年1月5日(月)午後4時まで ※但し、令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)は、年末年始の休業となります。

※パソコンのみでの送受信となりますので、ご了承ください。

※協会総務課アドレスからメールを受信できるように設定してください。

※申込に際しての誤送信について、責任は負いかねますので、ご了承ください。

## 7 選考方法等

1次選考	令和8年1月下旬 ・書類選考 (申込書及び小論文審査)
------	--------------------------------



1次選考 合格発表	令和8年1月29日(木)に、各応募者にメールで合否を通知します。 ※メールが届かない場合は、 <u>10 問い合わせ・応募申込先</u> に、 電話でご連絡ください。(問い合わせ時間: 土日祝日を除く 8:30~17:15) (1次選考合格者には、2次選考の詳細について併せてお知らせします。)
--------------	---



2次選考	<b>令和8年2月14日（土）</b> <b>・面接選考（1次選考合格者を対象に実施）</b> <b>会場 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 会議室</b> <b>*受験票を持参してください。</b>
------	--



2次選考 合格発表	<b>令和8年3月16日（月）に、2次選考受験者にメールで合否を通知します。</b>
--------------	--

3月16日（月）から3月25日（水）まで、2次選考合格者受験番号を協会のホームページに掲載します。 (<https://saitama-kukaku.jp/>)

\*合否の電話確認は応じかねます。

## 8 合格から理事長就任まで

- (1) 2次選考の合格通知をもって、理事長候補者に内定したもの（以下「内定者」という。）とします。
- (2) 内定者には、健康診断書（令和7年4月以降に医療機関において受診したもの）を提出していただきます。
- (3) 内定後であっても、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正のあることが判明した場合は、内定を取り消します。
- (4) 内定後であっても、健康診断の結果等、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定を取り消します。
- (5) 内定者は、令和8年6月に開催が予定されている評議員会において「理事」に選任され、その後開催の理事会において「理事長」に選定された場合に、正式に理事長に就任することとなります。

## 9 任期、報酬等

- (1) 理事長としての任期は、就任から令和10年6月に開催が予定されている評議員会の終結の時までです。  
ただし、理事会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、更に1期（概ね2年間）再任されることがあります。また、理事長としての能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中であっても評議員会の決議によって解任されることがあります。

(2) 協会規程に基づき、報酬、通勤手当が支給されます。

【参考】令和7年4月1日現在

職	報酬月額
理事長	600,000円

※協会規程の改正により、改定されることがあります。

(3) 執務時間

役員であることから執務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には月曜日から金曜日の間は、常勤役員として執務していただきます。

## 10 問い合わせ・応募申込先

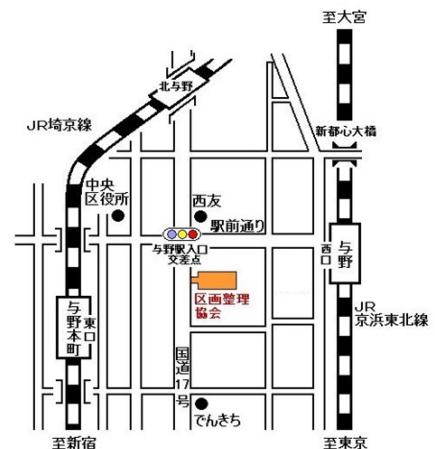
〒338-0002

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号  
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
総務課

電話 048-799-2187

FAX 048-799-2546

URL <https://saitama-kukaku.jp/>



JR京浜東北線 与野駅西口より徒歩10分

JR埼京線 与野本町駅東口より徒歩10分